

平成 17 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ニチコン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 武田一平
コード番号 6 9 9 6
問 合 せ 先 IR 室長 杉本 重雄
TEL (075)231-8461

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 29 日開催の取締役会において、第 70 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条の 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 17 年 7 月 8 日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 17 年 7 月 8 日を予定
2. 新株予約権の発行数
5,760 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
3. 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 576,000 株
5. 新株予約権の行使に際しての払込金額
未定
6. 新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価額の総額
未定
7. 新株予約権の行使期間
平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで
8. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使はできないものとする。(新株予約権 1 個を最低行使単位とする。)
 - ②新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。

③その他の権利行使の条件については、当社第70回定時株主総会および平成17年6月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めに従うものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
未定

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。ただし、新株予約権付与契約書において、譲渡ができないことを規定できるものとする。

11. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役、監査役、執行役員、幹部社員および主要関係会社の経営幹部合計133名

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成17年5月10日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成17年6月29日 |

以 上